

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第82号 国土調査の実施……………（建設総務課）…2

訓 令 甲

- 訓令甲第4号 宇治市例規審査委員会規程の一部を改正する規程
……………（総務課）…2

公 告

- 公告第37号 予防接種の実施……………（健康づくり推進課）…2

消 防 本 部

- 告示第1号 宇治市火災予防条例第45条の2の規定に基づく消
火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定……………4

監 査 委 員

- 公表第14号 住民監査請求に基づく監査の結果……………4

正 誤

- 2025年（令和7年）4月11日付け宇治市公報第2522号
……………5
○2025年（令和7年）4月18日付け宇治市公報第2523号
……………5

告示

宇治市告示第82号

国土調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により国土調査を次のとおり実施しますので、同法第7条の規定により告示します。

令和7年6月11日

宇治市長 松村 淳子

1 事業計画が定められた年月日

令和7年4月1日

2 調査を実施する者の名称

宇治市

3 調査地域

宇治市小倉町西浦の一部及び南堀池の一部

4 調査期間

令和7年6月12日から令和8年3月31日まで

(揭示済)

訓令甲

宇治市訓令甲第4号

宇治市例規審査委員会規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和7年6月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市例規審査委員会規程の一部を改正する規程

宇治市例規審査委員会規程（令和3年宇治市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、総務・市民協働部に属する事務を担当する副市長」を「、第1副市長」に改め、同条第3項中「、総務・市民協働部長」を「、第2副市長及び総務・市民協働部長」に改める。

附 則

宇治市

令和7年度帯状ほうしんワクチン予防接種協力医療機関

地区	医療機関名	住所	電話番号
六地藏	小田部小児科内科医院	六地藏町並 32	32-6205
	じんのクリニック	六地藏町並 39	31-1122
	中村医院	六地藏町並 38-22	31-5237
	ほそだ内科クリニック	六地藏奈良町 74-1	38-2211
	米田医院	六地藏町並 11	33-4737
	六地藏総合病院	六地藏奈良町 9	33-1717
木幡	宇治あじろぎ在宅クリニック	木幡南端 34-1 サニークレスト 203	34-2031
	大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354
	大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306
	こう内科クリニック	木幡西浦 35	32-1457
	小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455
	中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559
平尾台	小児科いしはらクリニック	平尾台 4-5-2	38-1617
	かどさか内科クリニック	平尾台 4-3-2	31-1077

この規程は、公布の日から施行する。

公告

宇治市公告第37号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、令和7年度における帯状ほうしんワクチン予防接種について次のとおり公告します。

令和7年6月27日

宇治市長 松村 淳子

● 対象者 接種日に次のいずれかに該当する宇治市民

①令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳を迎える者

②60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な者

③令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える者及び100歳以上の者

④長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種を過ぎた者で、特別の事情がなくなった日から1年以内の者

● 接種回数 生ワクチン：1回

組換えワクチン：2回

● 実施期間 令和7年6月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで

● 接種場所 帯状ほうしんワクチン予防接種協力医療機関

● 接種方法 個別接種

● 費用 生ワクチン：2,500円

組換えワクチン：6,500円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は、本人の申請により一部負担金免除制度があります。

● 注意事項 事前に確認の上予約をしてから接種に行ってください。

五ヶ庄	いちのはしクリニック	五ヶ庄折 56-1-1F	31-1115
	今井内科クリニック	五ヶ庄福角 49-4	31-5189
	おうばく駅前内科クリニック	五ヶ庄新 11-29・18	33-2828
	中田医院	五ヶ庄戸ノ内 7-22	38-2477
	ふじいキハダ診療所	五ヶ庄新開 11 JR 黄檗駅前ビル 2F	31-3111
	宇治病院	五ヶ庄芝ノ東 54-2	32-6000
菟道	いしだ医院	菟道田中 32-6	20-7711
	上田診療所	菟道平町 17	22-7586
	大石三室戸医院	菟道荒横 28-3	24-0306
	こうどう小児科	菟道西隼上 4-23	33-8886
	土井内科	菟道荒横 1-54	24-1885
明星町	いかだ医院	明星町 2-9-83	23-1736
白川	京都ゆうゆうの里診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895
	不動園診療所	白川東山 15	28-4555
宇治	宇田医院	宇治式番 48-1	23-2166
	田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253
	服部医院	宇治壺番 68	22-1111
	べっふ内科クリニック	宇治半白 12-3	66-1024
	べっふ内科クリニック宇治市役所前	宇治下居 20-1 101	25-1003
	増井医院	宇治妙楽 39	21-2063
	松井整形外科医院	宇治半白 19-10	23-2055
	村澤医院	宇治壺番 134-1 荒川ビル	21-1731
	やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974
	宇治武田病院	宇治里尻 36-26	25-2500
	都倉病院	宇治山本 27	22-4521
神明	とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5148
	やえクリニック	神明宮東 14-1 宇治神明ビル 1F	20-2900
羽拍子町	こいずみ医院	羽拍子町 82-1	48-1240
	中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500
琵琶台	関医院	琵琶台 1-3-3	20-0012
広野町	あづま整形・形成外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101
	かわむら内科クリニック	広野町西裏 99	41-6259
	徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952
	なかうち泌尿器科クリニック	広野町西裏 87 サ・カ・デ・ン・コ・ミュ・ン D 棟 2 階	45-5600
	はせがわ内科・内視鏡クリニック	広野町西裏 87 サ・カ・デ・ン・コ・ミュ・ン D 棟 2 階	48-3301
	村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835
伊勢田町	浅妻医院	伊勢田町名木 3-1-30	44-0888
	おやいづ医院	伊勢田町南山 52-6	41-6013
	こうのクリニック	伊勢田町名木 2-1-181	66-1180
大久保町	あさくら診療所	大久保町山ノ内 19-1	46-5151
	上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山 21-1	43-4181
	小山内科医院	大久保町北ノ山 24-1	46-3211
	まつだ在宅クリニック	大久保町旦棕 11-8-201	46-8039
	中村病院	大久保町平盛 91-8	44-8111
	宇治脳卒中リハビリテーション病院	大久保町井ノ尻 43-1	48-2110
槇島町	いわしげ内科クリニック	槇島町中川原 154-1	22-7883
	宇治徳洲会在宅クリニック	槇島町石橋 63	81-0220
	山本医院	槇島町落合 43-18	34-3222
	宇治徳洲会病院	槇島町石橋 145	20-1111
小倉町	今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522
	植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111
	岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755
	笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523
	完岡医院	小倉町西畑 41-21	21-2507

高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513
西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511
二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101
鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255
松田整形外科医院	小倉町神楽田 38-13	21-4628
宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934
山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331
宇治川病院	小倉町老ノ木 31	22-1335

消 防 本 部

宇治市消防本部告示第 1 号

宇治市火災予防条例第 4 5 条の 2 の規定に基づく消火活動に
重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定について
宇治市火災予防条例第 4 5 条の 2 の規定に基づき、消火活動に重
大な支障を生ずるおそれのある洞道等について、次のとおり指定し
ます。

令和 7 年 6 月 1 1 日

宇治市消防長 木戸 英明

通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という
。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類
する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ
人が出入りする隧道に限る。）で、長さが 3 0 メートル以上のもの
（揭示済）

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定により、住
民監査請求に基づく監査を執行したので、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 1 1 日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

決定書

第 1 請求人

住所（略）

氏名（略）

第 2 請求の対象者

観光振興課

第 3 請求の要旨

宇治市観光振興課発注・受注者 X の宇治市道山王仙郷谷線の清掃作業後の枯
葉などのゴミ類の不適切処理や不法投棄による契約違反に対する時効までの五
年間の適正な処分に係る費用の返還請求。

① 宇治市観光振興課

② 令和 6 年度から遡る事、五年間（返還請求時効期間）以上に於いて、宇治市
観光振興課が発注の宇治市道山王仙郷谷線の左側の清掃作業で「不法投棄」
が行われていたことは、受注者の X も認められておられ、また、宇治市観光
振興課はこの事が少なくとも過去数年間継続的に行われていたことを京都
府警に相談（請求者確認済み）され今回は、今後このようなことがないこと
を厳重に指導することで「厳重注意処分」とされた。契約上は、清掃後の枯
葉などのゴミ類は適正に処理を行う事になっているが、適正に行われていな
かったことは、今回の通報が無ければ、宇治市観光振興課は宇治市道山王仙
郷谷線の左側の清掃作業の X との契約当初から知らなかったとも回答され
ています。

③ 宇治市観光振興課と X が交わしている契約書によれば、基本中の基本となる

事項は主に

① 日本国の法令を遵守し、これを履行する義務。

② 事業を開始するときは着手届の提出義務。

③ 作業終了時には終了届の提出義務。

④ 上記①～③は最小限守らなければならない事項であるが、①については河川
域の不法投棄が行われ、京都府警により厳重注意処分を受けている。②につ
いても全く提出が行われていない。③については当該作業については全く出
ていない。

⑤ この基本中の基本となること宇治市観光振興課は、疎かにしていたことが、
今回の不適切処理や不法投棄の原因であることを認められています。

⑥ X から提出された各月の完了届に対し宇治市観光振興課は「上記事項につ
いて、契約書、仕様書その他の関係書類に基づき検査を行った結果合格したこ
とを確認する」との業務完了調査書に各担当者の押印・検査職員 A の自署
署名と押印がされていますが、公文書公開ではそれらの関係書類は開示され
ていません。すなわち逆に言えば関係書類がないと思われ、そのことにつ
いて質問をするとき検査については「不十分」と回答されていますが、請求者は
不十分ではなく不作為＝法（契約）によって期待されることをしない事と判
断をいたします。

⑦ これらを根拠に請求者は宇治市観光振興課に対し、宇治市道山王仙郷谷線の
左側の清掃作業で発生した枯葉などのゴミ類の処理が行われていないにも
関わらず支払われていたことから、返還請求の時効期間である五年をめぐに、
X に返還請求を行うべきと申し出を致しましたが、宇治市観光振興課は返還
請求はしませんとの回答で、返還請求を行わない理由として「日時が判らな
い（不明）」「数量が判らない（不明）」等の回答でしたが、それらは記録の
提出を求めず残されてないと自供しているようなもので、前述の業務完了調
査者は不十分ではなく「不作為」であったと判断します。

⑧ これらを基に宇治市観光振興課は X に対し、行われていない宇治市道山王仙
郷谷線の左側の清掃作業後の「枯葉などのゴミ類の処理費用の返還請求」を
速やかに行っていただくことを請求します。

（上記要旨はおおむね原文のままである。なお、添付資料の掲載は省略した。）

第 4 事実を証する書面及び証拠

本件請求には、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に規定する財務会計上の行為
に関する事実を証する書面その他として、宇治市観光振興課の回答書等の添
付があった。

第 5 請求の受理

本件請求は、令和 7 年 4 月 4 日に提起され、地方自治法第 2 4 2 条に定める
要件を具備するものとして受理した。

第 6 監査の執行

1 監査の期間

令和 7 年 4 月 1 6 日から同年 5 月 2 9 日まで

2 監査の対象部局

産業観光部観光振興課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和 7 年 4 月 2 3 日に請求人から陳述を聴取した。請求人から新たな証
拠として観光地等清掃業務委託契約書（写し）等の提出があった。

4 関係職員の陳述及び証拠提出

令和 7 年 4 月 2 5 日に宇治市長から弁明書及び証拠の提出があった。同
年 4 月 3 0 日に関係職員から陳述を聴取した。

第 7 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

（1）認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

令和 6 年 4 月 1 日、宇治市は X と観光地等清掃業務委託契約（以下「本
件委託契約」という。）を締結した。また、令和 6 年度本件委託契約は令
和 7 年 3 月 2 5 日に変更契約が締結されている。

なお、宇治市は観光地等清掃業務委託について、監査請求期間である
令和 2 年度から令和 6 年度まで X に特命随意契約で委託している。

(2) 監査委員の判断

ア 監査請求の対象について

本件委託契約は、契約書第1条において、業務委託契約に関し「日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。」と規定した上で、第16条において「委託業務の処理に関し、生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）の賠償については、受注者の負担とする」と規定している。

Xが、受託業務のうち例年2月に宇治川左岸の市道山王仙郷谷線の落ち葉の清掃作業（以下「本件清掃作業」という。）を行う際、収集した落ち葉を適正に処分せず宇治川河川敷に投棄していた行為（以下「本件不法投棄」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に抵触しており、委託業務の履行として適切さを欠くものであることは明らかである。

従って、本件不法投棄により損害が生じた場合にはXはこれを賠償する義務を負い、宇治市としては委託者として賠償請求をすべき立場にある。実体法上の賠償請求権が行使できるにもかかわらず、これを怠った場合には、財産の管理を怠る事実が違法・不当と評価されるべきものであり、本件監査請求も当該怠る事実をその対象としているものと理解できる。

そこで、本件不法投棄につき、怠る事実が認められるか否かについて以下検討する。

イ 令和6年度本件委託契約について

まず、令和6年度については、本件不法投棄を認知した市民の通報をきっかけとして、宇治市の指導に基づきXは河川敷に投棄された落ち葉のうち回収可能な分については回収の上適法な処分を行っている。

また、物理的・経済的に回収不能分と認められる分については、回収不能分の落ち葉の量を算定して、当該量に応じた処分料相当額を減額する内容で本件委託契約の変更契約を締結して委託料を減額しており、宇治市に生じた損害相当額については賠償を求めて履行されたものと評価でき、怠る事実があるとは認められない。

なお、本件不法投棄により河川敷を管理する第三者である淀川河川事務所（以下「河川事務所」という。）について損害が発生した可能性があるところ、河川事務所としては、落ち葉は自然由来のものであり回収は不要であるとの見解を示すとともに、水質に影響を与える被害は発生していないとの意見もされていることから、河川事務所につき損害が生じているとは認められず、河川事務所について怠る事実が問題となることはない。

以上より、令和6年度に関しては怠る事実があるとは認められない。

ウ 令和2年度から令和5年度について

Xは、令和5年度以前の本件清掃業務についても、少なくとも数年に亘り令和6年度と同様に河川敷に投棄していたことを認めており、過去から本件不法投棄がなされていたことは否定できないところである。

従って、令和5年度以前の過去分についてもXに対し実体法上の賠償請求権が行使できるにもかかわらず行使していないのであれば令和6年度と同様怠る事実が問題となる。

この点、不作為としての怠る事実が違法・不当となるのは、作為義務があることが前提であり、作為義務があるといえるためには損害の発生及び金額が明確に特定できることが必要である。

本件に関しては、Xは過年度のうち数年の不法投棄の事実を認めているものの、その明確な時期や不法投棄の対象となった落ち葉の量を特定するに足りる客観的資料は残っていない。

しかも、自然由来のものである落ち葉は、一定の時間が経過すれば不法投棄分がそれ以外かを区別することは困難となり、更に季節がめぐることにより河川敷の落ち葉それ自体が自然の循環サイクルの一環として浄化されていくことにも鑑みれば、過去分については損害発生の時期やその額を具体的に主張・立証することは困難であるといわざるを得ない。

作為義務発生の前提である損害の発生及び金額が明確に特定できるとまではいえない以上、賠償請求が行使できるとまではいえず、怠る事実を認定することもできない。

したがって、令和2年度から令和5年度の過去分については怠る事実があるとまでは認められない。上記自然循環による浄化システムの存在からすれば、河川事務所に損害が生じているとは認められないことも令和6年度と同様である。

エ 結論

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

第8 監査委員の意見

監査結果については以上のとおりであるが、次のとおり意見を付記する。
令和5年度以前の過年度分の損害の発生及び金額が明確に特定できないと

いわざるを得ないことは上記のとおりであるが、特定できない理由は、宇治市が、作業完了時において作業実施前後の写真や廃棄物の処分に関する経費の領収書等、作業実施を客観的に裏付ける資料の提出を求めておらず、Xにおいても当該資料が保存されていないことに基づくものである。

そもそもこのような委託者宇治市の委託業務履行確認の不十分さに加え、本件委託契約を長年Xに委託する中、検証を行うことなく漫然と契約を繰り返してきたことと相まって、本件不法投棄を見逃す原因となったものと認められる。

その意味で、宇治市は本件委託契約発注の手法の妥当性の検証及び委託業務が適正に執行されることの管理・監督を怠っていたといわざるを得ず、監査委員としては、この点につき原因を究明し必要な対策をとるよう求める。

令和7年5月29日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

（揭示済）

正 誤

2025年（令和7年）4月11日付け宇治市公報第2522号中

ページ	欄	行	誤	正
12	右	上から 9行目	同表の備考に	同表の備考を同表の 備考第1項とし、同 表の備考に

2025年（令和7年）4月18日付け宇治市公報第2523号中

ページ	欄	行	誤	正
29	右	上から 1行目	「、総務、市民協働 部管財課」	「、総務・市民協働 部管財課」
30	左	下から 14行 目	健康長寿部国民健康 保険	健康長寿部国民健康 保険課
30	左	下から 9行目	第3号	第2号
30	左	下から 9行目	第4号	第3号
30	左	下から 7行目	同表建設部住宅	同号を第4号とし、 同表建設部住宅課
30	右	上から 4行目	建設部住宅	建設部住宅課
30	右	上から 4行目	第7号	第9号